

## 別紙1 介護報酬告示額

令和3年4月1日 基本料金（1か月あたり）

(単位/円)	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割負担	3,438	6,948	10,423	15,318	22,283	24,593	27,117
2割負担	6,876	13,896	20,846	30,636	44,566	49,186	54,234
3割負担	10,314	20,844	31,269	45,954	66,849	73,779	81,351

※月の途中から登録した場合や月の途中で登録を終了した場合には、登録期間に応じて日割りした利用料となります。

## (1) その他加算

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	介護報酬（加算を含む） × 10.2%	※護職員の処遇改善を図り、より質の良いサービス提供を実施するための加算です。
介護職員特定処遇改善加（Ⅱ）	介護報酬（加算を含む） × 1.2%	
新型コロナウイルス感染症対策特例的評価	基本報酬 × 0.1%	令和3年4月1日から9月末まで

## (2) その他 該当者に加算されるもの

初期加算	30（単位/円）	登録した日から起算して30日以内の期間または30日を超える入院後、再登録した場合30日以内の期間について算定いたします。
認知症加算（Ⅰ）	800（単位/円） ※ひと月につき	認知症高齢者日常生活自立度Ⅲ以上の方 （要介護者のみ）
認知症加算（Ⅱ）	500（単位/円） ※ひと月につき	要介護2で認知症高齢者日常生活自立度Ⅱの方 （要介護者のみ）
看護職員配置加算（Ⅱ）	700（単位/円） ※ひと月につき	常勤の准看護師の配置がある事業所にのみ算定されます。（要介護者のみ）
訪問体制強化加算	1000（単位/円） ※ひと月につき	訪問サービスの提供にあたる常勤の従業者を2名以上配置し、延べ訪問回数がひと月あたり200回以上であるなど、登録者の在宅生活を継続するための体制を強化した場合に算定されます。（要介護者のみ）
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	350（単位/円） ※ひと月につき	介護従業者の総数のうち勤続年数が7年以上の者が30%を超える場合に算定されます。

科学的介護推進体制加算	40（単位／円）	事業所のすべての利用者に係る情報を情報システムに情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用しケアの質の向上を推奨する。
口腔・栄養スクリーニング加算 （Ⅰ）	20（単位／回） 6月に1回を限度	介護職員が健康状態について実施可能なスクリーニングを行い、当該利用者を担当する介護支援専門員に提供する。